

宿泊約款

SLEEK URBAN HOTEL MIYAZAKI

第1条（適用範囲）

1. SLEEK URBAN HOTEL MIYAZAKI（以下「当ホテル」といいます。）が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、本約款の定めるところによるものとし、本約款に定めのない事項については、法令等（法令または法令に基づくものをいう。以下同じ。）または一般に確立された慣習によるものとしします。
2. 当ホテルが法令等および慣習に反しない範囲で特別な契約に応じた場合は、その特別契約が本約款に優先します。

第2条（宿泊契約の申込み）

1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者の氏名
 - (2) 宿泊日および到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別注第1の基本宿泊料によります）
 - (4) その他、当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊者が宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申込みがなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとみなします。
3. 当ホテルで得た個人情報は、「プライバシーポリシー」に基づき、取り扱いします。

第3条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとしします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときはこの限りではありません。
2. 宿泊契約が成立した場合、当ホテルは、宿泊期間が3日を超えるときは3日分を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
3. 前項の申込金を支払っていただけない場合は、当ホテルは当該宿泊契約の成立を無効とすることがあります。この場合、当ホテルが申込金の支払い期日を通知したにもかかわらず、申込者が期日までに支払わなかったときに限ります。
4. 申込金は、まず、宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金、その後に賠償金の順序で充当し、残額があれば、第13条の規定による料金の支払いの際に返還します。

第4条（特別契約の締結）

1. 当ホテルは、前条第2項の規定にかかわらず、契約成立後に同項の申込金の支払いを要しない特別契約に応じることがあります。
2. 特別契約の申込みに際し、当ホテルがこれに応じた場合は、前条第2項の申込金の支払い

を求めない旨を明示しない限り、当該契約は申込金の支払いを条件とするものとみなします。

第4条の2（施設における感染防止対策への協力の求め）

当ホテルは、宿泊者に対し、旅館業法（昭和23年法律第138号）第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

第5条（宿泊契約締結の拒否）

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申込みが、本約款によらない場合
- (2) 客室に余裕がない場合
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関して次のような行為をするおそれがあると当ホテルが判断した場合
 - イ. 法令または公序良俗に反する行為
 - ロ. 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動
- (4) 宿泊しようとする者が次のイからハに該当すると当ホテルが判断した場合：
 - イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、暴力団関係者その他の反社会勢力。
 - ロ. 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
- (5) 宿泊しようとする者が、著しく不衛生な身体または衣服により他の宿泊者に不快感を与えると当ホテルが判断した場合
- (6) 宿泊しようとする者が、旅行業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という。）であるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) その他、当ホテルが宿泊させるのが適当でないと判断した場合。

第6条（宿泊契約の解除権）

1. 宿泊者は、当ホテルに申し出ることにより、宿泊契約を解除することができます。
2. 宿泊者の都合により契約を解除した場合、当ホテルは別注第2に掲げるところにより違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第3条第2項により申込金の支払いを求めた場合で、宿泊者がその支払いを行う前に契約を解除したときは、当ホテルは当該違約金を請求しません。

3. 宿泊者が連絡なく宿泊当日の午後 10 時（事前に到着予定時刻が明示されている場合は、その 1 時間後）までに到着しない場合、当ホテルは当該宿泊契約が解除されたものとみなすことがあります。

第 7 条（当ホテルによる契約の解除）

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
 - (1) 宿泊者が第 5 条(3)～(7)までに該当する行為を行った場合。
 - (2) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (3) 宿泊者が喫煙所以外の場所で喫煙したとき、消防設備に故意に損傷を与えたとき、または当ホテルが定める利用規則に反する行為をした場合。
2. 前項の規定により当ホテルが宿泊契約を解除した場合、まだ提供をしていない宿泊サービス等の料金はいただきません。また、当該解除により生じた損害について当ホテルは一切の責任を負いません。

第 7 条の 2（宿泊解除の説明）

宿泊者は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

第 8 条（宿泊の登録）

1. 宿泊者は、宿泊当日、当ホテルのレセプションにおいて次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊者の氏名、住所、連絡先
 - (2) 日本国内に住所を有しない外国人の場合は、国籍および旅券番号
 - (3) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 外国人で日本国内に住所を有しない方には、旅券の呈示および写しの提出をお願いすることがあります。
3. 宿泊料金の精算は、当ホテルが定める方法により、宿泊者の出発時またはホテルが請求したときに行っていただきます。

第 9 条（客室の使用時間）

1. 宿泊者が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌日の午前 11 時までとします。ただし、連続して宿泊される場合は、到着日と出発日を除き、終日利用可能です。
2. 当ホテルは前項の時間外における客室の使用に応じることがあります。この場合には別途追加料金（消費税込）を申し受けます。追加料金の金額はホームページおよびリーフレットなどで掲示する金額とします。ただし、出発予定日のチェックイン時刻（午後 3 時）を超過する場合は、1 泊分の宿泊料金を申し受けるものとし、到着日のチェックアウト時刻（11 時）前からの使用についても同様とします。

3. 前2項に基づき宿泊者が客室を使用できる時間内であっても、当ホテルは、安全及び衛生管理その他当ホテルの運営管理上の必要があるときは、客室に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。
4. 連続して宿泊する場合においては、最低週1回は客室に立ち入り、安全及び衛生管理その他当ホテルの運営上の必要な措置をとることができるものとします。

第10条（客室の清掃）

客室の清掃は原則として毎日行いますが、環境保全の観点から連泊のお客様の客室はゴミの回収と簡単な清掃（エコ清掃）とさせていただきます。客室の清掃が不要である旨のお申し出があった場合は清掃は行いませんが、法令・条例等の趣旨に鑑み、当ホテルが必要と認める場合には、随時客室の清掃ができるものとします。

第11条（利用規則の遵守）

宿泊者は、当ホテル内において、当ホテルが定め掲示する利用規則に従っていただきます。

第12条（営業時間）

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は、備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。
2. 前項の営業時間は、必要に応じて臨時に変更することがあります。その場合には、適切な方法により宿泊者にお知らせします。

第13条（料金の支払い）

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別注第1に定めるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、現金または当ホテルが認めたクレジットカード等、これに代わり得る方法により、宿泊者の出発の際または当ホテルが請求した時、オンライン決済もしくは当ホテルが指定する方法で行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊者に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第14条（貴重品の保管）

宿泊者の貴重品は、当ホテルはお預かりいたしません。貴重品の保管・管理は、宿泊者ご自身にて行ってください。お客様の貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じた場合、当ホテルに故意または重大な過失がない限り、当ホテルは責任を負いません。

第15条（手荷物または携帯品の保管）

1. 宿泊者の手荷物は、宿泊前及びチェックアウト後、またその他いずれの場合においても、当ホテルは原則としてお預かりいたしません。ただし、当ホテルが事前に了解した場合に限り、現金・貴重品・電子機器を除きお預かりすることがあります。

2. 前項により当ホテルがお預かりした手荷物の滅失、毀損等については、当ホテルの故意または重大な過失による場合に限り、損害を賠償します。ただし、損害賠償額は当該手荷物の時価相当額を上限とします。
3. 宿泊者がチェックアウト後に手荷物または携帯品を当ホテルに置き忘れた場合、当ホテルはその所有者からの連絡を待ち、指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が不明な場合には、発見日から7日間保管し、その後は最寄りの警察署に届け出ます。ただし、飲食物・雑誌等は即日処分いたします。
4. 所有者からの照会の連絡があったものについてはチェックアウトから3か月間保管します。ただしチェックアウトから3か月以内に引き取り、送付、廃棄等の指示および実施がされない場合においては当ホテルにて処分いたします。また、処分に費用が必要な場合は、当ホテルが支払った金額相当額の請求ができるものとします。

第16条（駐車場の利用）

1. 宿泊者が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、当ホテルは駐車場所をお貸しするものであり、車両の管理責任や第三者による加害の防止の義務まで負うものではありません。
2. 駐車場の利用可能時間は、宿泊者のチェックインする時間からチェックアウトする時間までの間とします。
3. 駐車車両の鍵は、当ホテルではお預かりいたしません。ご自身にて管理をお願いいたします。

第17条（当ホテルの責任）

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第18条（宿泊者の責任）

1. 宿泊者の本約款もしくは利用規則に違反する行為、または、その他お客様の責に帰すべき事由により、当ホテルが客室の清掃・修繕費用の支出、販売機会の喪失、その他の損害を被った場合には、宿泊者にその損害を賠償していただきます。
2. 当ホテルにおいて、宿泊者の責に帰すべき事由により他の宿泊者に損害を被らせた場合において、当ホテルが被害者となった宿泊者にその損害賠償金額相当額を支払った場合には、当ホテルは、損害賠償義務者となる宿泊者に対し、当ホテルが支払った金額相当額の求償ができるものとします。

第19条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

1. 当ホテルは、宿泊者に契約した客室を提供できないときは、宿泊者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあつ旋ができないときは、別注第3に定める違約金相当額の補償料を宿泊者に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第20条（本約款の言語による解釈）

本約款は日本語・英語・中国語で作成されていますが、各言語間に相違がある場合は、日本語の記載を正式なものとしします。

第21条（インターネット通信）

1. 当ホテル内のインターネット通信の利用については、宿泊者ご自身の責任において行うものとしします。システム障害その他の理由により予告なくサービスが中断または終了することがあります。
2. 宿泊者がインターネット通信利用中、システム障害その他の理由により宿泊者にいかなる損害が生じても、当ホテルは一切責任を負いません。
3. 宿泊者のインターネット通信の利用に際し、当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテル及び第三者に損害が見込まれる場合また実際に生じた場合は、当該サービスの利用中止を求め、生じた損害については賠償していただきます。

第22条（カスタマーハラスメント）

当ホテルでは、カスタマーハラスメントが確認された場合には、宿泊契約の解除を行い、警察等関係機関および弁護士へ連絡して法的措置を含めた厳正な対処を行う場合があります。

1. カスタマーハラスメントの定義

お客さまによる、従業員への暴言・威圧的な言動・不当な要求など、社会通念を超えた迷惑行為を指します。要求の妥当性が認められないもの、要求を実現するための手段・様態として、社会通念を逸脱した言動・行動で以下の記載は例示となりこれらに限られるものではありません。

- (1) 合理的理由のない謝罪や過剰な謝罪の要求
- (2) 過剰または不合理な要求
- (3) 社会通念を逸脱した過剰なサービスの要求
- (4) 身体的な攻撃(暴行、傷害)
- (5) 精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言)
- (6) 威圧的な言動
- (7) 継続的な、執拗な言動（クレーム、説教、執拗な叱責等）
- (8) 拘束的な言動(長時間の拘束（居座り、電話、その他業務に支障を及ぼす行為）)
- (9) 従業員の人格、外見、国籍、性別等に関する差別的・侮辱的な発言
- (10) 従業員の私的な情報の詮索、連絡先の要求、私生活への干渉
- (11) 性的な言動（セクシャルハラスメント）

- (12) 従業員個人への攻撃、要求
- (13) 正当な理由なく合意を得ずに行う録音・録画
- (14) 虚偽の申告に基づく金銭・サービスの要求
- (15) SNS・レビューサイト等を利用した不当な評価をちらつかせる要求
- (16) SNS やインターネットでの誹謗中傷、虚偽の情報提供や拡散
- (17) 正当な理由のない商品交換、金銭補償の要求、謝罪の要求

第 23 条（本約款の改定）

当ホテルは、関連法令等に違反しない範囲で、本約款を随時改定することができます。

【別注第 1】：宿泊料金等の内訳（第 2 条第 1 項及び第 13 条第 1 項関係）

宿泊料金内訳

基本宿泊料金：室料およびサービス料

付帯料金：サウナ利用料、付帯サービスなど

税金：消費税など

注 1) 基本宿泊料は、パンフレット・ホームページ等に掲示する料金表によります。

注 2) 税法が改正された場合、その改正された規定によるものとします。

【別注第 2】：違約金の基準（第 6 条第 2 項関係）

契約解除の通告を受けた日：

ご宿泊日 2 日前：宿泊料の 30%

ご宿泊日前日：宿泊料の 50%

ご宿泊日当日：宿泊料の 100%

無連絡キャンセル：宿泊料の 100%

注 1) %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

注 2) 契約日数が短縮された場合は、短縮された日数に応じて、1 日分に相当する違約金を申し受けます。

【別注第 3】：補償料（第 19 条第 2 項関係）

契約解除の通知日：

ご宿泊日 2 日前：なし

ご宿泊日前日：宿泊料の 50%

ご宿泊日当日：宿泊料の 100%

2025 年 9 月 1 日制定